

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

西栗倉村

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

西栗倉村は、岡山県の北東端に位置し、中国山脈の南斜面に開かれた谷あいの山里（中山間地域）であり、標高は270～1,280m、年間平均気温は約11度、年間平均降水量は約2,000ミリメートルの積雪寒冷単作地帯である。特定農山村地域に指定されており、谷あいの地区（中山間地域）では急傾斜地での棚田等による稲作経営が行われている。村の面積は5,793haであるが経営耕地面積はわずかに146haで1戸当たりの平均経営耕地面積は0.76haとなっている。

西栗倉村の農業は、稲作・畑作が中心であり、主な農作物は主食用米で生産条件の不利な中、他地域と比べて収穫時期の早い新米の販売を積極的に行っている。本村は、「百年の森林構想」や「環境モデル都市構想」の取組みを進めているが、森林整備の促進や再生可能エネルギー導入による美しい環境から得られる空気や水を利用した低農薬の米づくりの推進など、より付加価値の高い「こだわり米」の生産と「西栗倉村ブランド」による販売方法の確立が必要となっている。

しかし、高齢化等による生産者の減少が進んでおり、農地を将来に渡って維持・活用していくためには、意欲ある担い手の確保・育成や集落営農組織の設立を進めながら農地利用集積を推進していくことが必要であり、中山間地域であることから平地地域と比べ厳しい生産条件の格差を補正することで、担い手や生産者の効率的な生産の支障となるかんがい施設や農道・畦畔の保全管理等の農地の保全に関する取組みに要する負担を軽減することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、西栗倉村では農業者と地域住民が協力体制を整備し、多様な主体の参画による保全管理を推進するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号以下、「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみでの共同活動を支援することにより、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、既存集落協定の維持や担い手への農地の集積及び近隣集落との統合・連携を進めることなどにより、法第3条第3項第

2号に掲げる事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1 対象農用地の基準

（1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、該当一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、この場合の交付金対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域：村全域

振興山村地域：〃

過疎地域：〃

イ 対象農用地

① 急傾斜農用地については、田1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地15 度以上とする。なお、勾配は、団地の主傾斜により判定を行う。但し、団地の勾配が1つの法線で測定できない場合は、団地内に複数の測定単位を設け、加重平均し、団地の主傾斜を算定する。

② 西栗倉村長の判断によるもの

緩傾斜農用地については、勾配が田1/100 以上1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地8 度以上15 度未満

2 集落協定の共通事項

（1）持続的な農用地の管理

6～10 年後の将来像を筆ごとに見える化し、実施することを促進する。また、他協定との広域化を促進し、集中的に管理していく。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて村長が認定した次の者とする。

ア 年間の農業従事日数が150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営体

イ 西粟倉村の平均経営規模以上の経営体

4 その他必要な事項

(1) 協定にあらかじめ位置付けられた次の取組を行った場合の協定認定年度から令和6年度までの交付単価について

ア 既荒廃農地及び自然災害を受けている農用地の復旧

既荒廃農地及び現に自然災害を受けている農用地の復旧の交付単価は、復旧後の地目の単価とする。ただし、対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の緩傾斜の単価とする。

イ 地目の変更

地目の変更があった場合は、変更後の地目の単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の緩傾斜単価）とする。